

山梨県公報

号外第五十六号

平成二十四年

九月二十七日

木曜日

目次

規則

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	一
郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	五

規則

山梨県規則第三十七号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県職業訓練手当支給規則

山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公共職業訓練」という。の下に「又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項の認定職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)」を加える。

第四条第一項中「公共職業訓練」の下に「認定職業訓練」を加える。

第七条第一項中「受けよとする求職者」の下に「職場適応訓練を受ける者を除く。」「を加え、「(第一号様式)」を「(公共職業訓練を受ける者にあつては第一号様式、認定職業訓練を受ける者にあつては第一号様式)」に改め、同項ただし書を削り、同項第二号中「第一号様式の一」を「第一号様式之三」に改める。

第八条中「第三号様式」を「公共職業訓練又は職場適応訓練を受ける者にあつては第三号様式、認定職業訓練を受ける者にあつては第三号様式の一」に改める。

第十一条中「第八条第一項」を「第八条」に改め、「書類」の下に「(第七条第一項の規定により提出される認定職業訓練に係る書類を除く。)」を加え、「同項」を「第八条」に改める。

第一号様式の一を第一号様式之三とし、第一号様式の次に次の一様式を加える。

第1号様式の2（第7条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
申請者
氏名 印

職業訓練手当受給資格認定申請書

山梨県職業訓練手当支給規則に基づく訓練手当の支給を受けたいので次により申請します。

①申請する手当の種類（該当するものに○）		基本手当	受講手当	通所手当	寄宿手当	
②申請者の状況						
ふりがな 氏名		(性別) 男・女	(生年月日) 年 月 日生(満 歳)			
住所又は居所		(入校又は入所前)				
		(入校又は入所後)				
③扶養親族に関する事項（寄宿手当の申請者のみ記入）						
家族の状況	氏名	申請者との続柄	年齢	扶養の有無	同居・別居の別	別居している者の住所又は居所
				有・無	同居・別居	
				有・無	同居・別居	
				有・無	同居・別居	
				有・無	同居・別居	
④求職者給付等の受給資格 無・有（該当するものに○）						
雇用保険基本手当等		日雇労働求職者給付金		国家公務員等退職手当		
雇用保険特例一時金		その他（ ）				
⑤受講する職業訓練に関する事項						
(入校又は入所年月日) 年 月 日		(訓練科目)		訓練期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
⑥通所距離（ km）		通所手段（該当するものに○） 徒歩 バス 鉄道 自動車 その他（ ）				
⑦寄宿舎への入居状況 入居（ 年 月 日）・入居していない						

第三号様式の次に次の様式を加える。

第3号様式の2（第8条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住所
請求者
氏名

印

職業訓練手当支給請求書（ 年 月分）

山梨県職業訓練手当支給規則第8条の規定により、次のとおり請求します。

訓練が行われなかった日数		日
訓練を受けなかった日数	①やむを得ない理由による日数	日
	①のうち疾病又は負傷により連続して14日を超えた日数	日
	②やむを得ない理由のない日数	日
訓練を受けた日数		日
家族と別居して寄宿していない日数		日

訓練手当の種類	日額（月額）	日数	金額
基本手当	円	日	円
技能習得手当	受講手当	円	日
	通所手当	円	日
寄宿手当	円	日	円
合計			円

※認定職業訓練を行う訓練施設の長の確認												
右の暦に該当する印をつけてください。 (1)職業訓練が行われなかった日 =印（取消線） (2)職業訓練を受けなかった日 ×印					月	1	2	3	4	5	6	7
						8	9	10	11	12	13	14
						15	16	17	18	19	20	21
						22	23	24	25	26	27	28
						29	30	31				
特記事項												
上記の記載事項に誤りのないことを確認する。 年 月 日 訓練施設の長 印												

注 ※欄には、記入しないでください。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。
(経過措置)
 - 2 この規則による改正後の山梨県職業訓練手当支給規則の規定は、この規則の施行の日以降に開始される認定職業訓練について適用する。

山梨県規則第三十八号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成二十四年九月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則(昭和四十八年山梨県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号を次のように改める。

七 日本郵便株式会社が日本郵便株式会社(平成十七年法律第百号)第四条第一

項第一号に掲げる業務の用に供する施設である建築物

(山梨県障害者幸住条例施行規則の一部改正)

第二条 山梨県障害者幸住条例施行規則(平成五年山梨県規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項イ(1)中「肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童が利用するものに限る。ロ(1)において同じ。)(及び児童発達支援センター(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童が利用するものに限る。ロ(1)において同じ。)(」に改め、同項イ(4)中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同項イ(5)中「同条第二十二項」を「同条第二十七項」に改め、同項ロ(1)中「肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改め、同項ハ中「第五条第六項」を「第五条第七項」に改め、同表の十一の項ロ(1)中「郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に、「第五条」を「第六条第一項」に改める。

(山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例施行規則(平成二十年山梨県規則

第三号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一号ハ中「郵便窓口業務の委託等に関する法律」を「簡易郵便局法」に、「第八条第一項」を「第七条第一項」に、「再委託業務」を「委託業務」に改め、同条第三号ロ中「ゆう出させる」を「湧出させる」に改める。

附則

この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条中山梨県障害者幸住条例施行規則別表第一の二の項の改正規定は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番